

(14) 紙入札方式による参加を希望する場合の手続 紙入札方式による参加を希望する者は、上記 4(3)①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加(変更)届出書(電子入札留意事項様式 1)を、上記 4(1)に示す場所に持参又は郵送等により提出しなければならない。

(15) 本件は、電子契約の対象とする。(詳細は入札説明書を参照。)

(16) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of the contract of the procuring entity: Kunihiko Mae Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

(2) Classification of the services to be procured: 41

(3) Subject matter of the contract: Construction work of Shin-Meishin Expressway the second Ujitawara viaduct (Prestressed concrete bridge upper part mechanic)

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 4:00 P.M. 17 June 2019 (if brought with you, 4:00 P.M. 17 June 2019, if by mail, 4:00 P.M. 17 June 2019)

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 11:00 A.M. 7 August 2019 (if brought with you, 11:00 A.M. 7 August 2019, If by mail 11:00 A.M. 7 August 2019)

(6) The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7) Contact point for tender documentation: Shinichi Miki Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1-13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567-0871 Japan Tel. 06-6341-9241

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和元年 5 月 27 日

西日本高速道路株式会社 関西支社
支社長 前 邦彦

◎調達機関番号 419 ◎所在地番号 27

○第 17 号

1 業務概要

(1) 本業務は、「設計業務(総合技術監理型)」の対象業務である。「設計業務(総合技術監理型)」とは、発注者を支援する総合技術監理業務と、総合技術監理業務により監理する複数の設計業務で構成される業務である。なお、「設計業務(総合技術監理型)」では、本業務以外の説明書に示す別の総合技術監理業務及び設計業務を後続業務とし、当該後続業務を本業務の受注者と随意契約により別途契約するものとする。

(2) 品目分類番号 42

(3) 業務名 阪奈高速道路事務所管内(阪和自動車道南地区)橋梁耐震補強設計業務(その 1)

(4) 業務箇所 近畿自動車道

自)大阪府松原市別所
至)大阪府泉佐野市上之郷
南阪奈有料道路

自)大阪府河内郡太子町
至)大阪府河内郡太子町

(5) 業務内容 本業務は、阪奈高速道路事務所管内のうち、主に阪和自動車道(南地区)及び南阪奈有料道路の耐震補強事業対象橋梁において、総合技術監理業務及び耐震補強設計を行う業務である。

(6) 履行期間 366日間

2 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格(橋梁設計)の認定を受けている者であること。

(3) 参加表明書の提出期限の日から見積りの日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 参加希望者が共同企業体を構成する場合には、上記(1)から(4)に掲げる条件を満たしている有資格者により構成される共同企業体であること。

(6) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等的一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(ニ) 組合の理事

(ホ) その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者

II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

I) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

II) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 公募型プロポーザル方式に関する事項 公募型プロポーザル方式とは、参加希望者に本手続への参加の希望を表明する書類(以下「参加表明書」という。)を提出させることにより、参加希望者に係る技術的適性の審査を行った技術提案を行わせる者を選定し、次いで、選定された者に特定テーマに係る技術提案を記載した書類(以下「技術提案書」という。)を提出させ、当該技術提案を評価し、会社にとって最も有利な提案を行った者を見積者として特定する手続である。